

一、各人の権利を平等に行使するに依りて、各人の権利を侵害する者があるときは、各人は、その権利を行使し、その侵害を排除し、その損害を賠償する権利を有する。

二、各人は、その権利を行使するに依りて、他人の権利を侵害するときは、その侵害を排除し、その損害を賠償する義務を負ふ。

三、各人は、その権利を行使するに依りて、他人の権利を侵害するときは、その侵害を排除し、その損害を賠償する義務を負ふ。

四、各人は、その権利を行使するに依りて、他人の権利を侵害するときは、その侵害を排除し、その損害を賠償する義務を負ふ。

五、各人は、その権利を行使するに依りて、他人の権利を侵害するときは、その侵害を排除し、その損害を賠償する義務を負ふ。

財団法人 協同會 福岡出張所

財団法人 協同會 福岡出張所

三、本争議に關しては犠牲者を出さぬこと